

浜松市農業バイオセンター原苗譲渡に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市農業バイオセンター（以下「センター」という。）における原苗の譲渡に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「原苗」とは、市がセンターにおいて組織培養等により作出した、増殖培養用の苗をいう。

2 この要綱において、「原苗に由来する苗」とは、市から原苗の譲渡を受けた者が、当該原苗を増殖培養して得られた苗をいう。

3 この要綱において、「原苗等」とは、原苗及び原苗に由来する苗をいう。

4 この要綱において、「母本」とは、原苗を作出するための株等をいう。

5 この要綱において、「供給」とは、市から原苗の譲渡を受けた者が、当該譲渡に係る原苗に由来する苗を出荷することをいう。

(譲渡の目的)

第3条 原苗の譲渡は、市内に優良種苗を広く安定的に供給し、その農作物の生産性の向上及び品質の改善を図ることを目的として行う。

(譲渡対象者)

第4条 譲渡対象者は、次の各号のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としない、市内の団体とする。

(1) 前条に規定する目的のため、原苗の増殖培養及び原苗に由来する苗の供給を行う団体

(2) 市長が本市の農業振興上、特に必要があると認める団体

(3) 浜松市農業バイオセンターの使用に関する要綱（以下「センター使用要綱」という。）に定めるところによりセンターの使用許可を受け、センター内において原苗の増殖培養を行おうとする団体

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、原苗を譲渡しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 原苗等を政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、原苗を譲渡することが適当でないとき。

(譲渡の申出)

第5条 原苗の譲渡を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、原苗譲渡申出書（第1号様式。以下「申出書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の経営状況を説明する書類
 - (2) 団体の活動実績を説明する書類
 - (3) 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (4) 原苗の増殖培養の実施方法及びその実績を説明する書類
 - (5) 原苗に由来する苗の供給方法及び供給先並びにこれらの実績を説明する書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (譲渡の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申出があった場合で、これを適当と認めたときは、原苗の譲渡を決定し、原苗譲渡決定通知書(第2号様式)により、申出者に通知する。

2 前項の決定には、当該決定に係る原苗が作出できたとき、かつ、申出者がセンター使用要綱に定めるところによりセンターの使用許可を受けたときに限り譲渡するとの条件を付ける。

3 第1項の決定に係る原苗が作出できず、若しくは作出した原苗が滅失し、若しくは毀損し、原苗を申出者に譲渡できなかったこと又は原苗の譲渡時期の遅延によって、申出者又は第三者に損害が生じることがあっても、市はいかなる責任も負わない。

(母本)

第7条 前条第1項の決定があったときは、申出者は、当該決定に係る原苗を作出するための母本を自ら用意し、市に無償で提供しなければならない。

2 前項の母本の形状及び株数等は、市長が定める。ただし、市長と申出者の協議により、これを変更することができる。

3 第1項の母本の引渡しは、センター内の市長が指定する場所において行わなければならない。

4 第1項の母本は、原則返却しない。

5 原苗の作出のための組織培養等により母本が失われたことによって、申出者又は第三者に損害が生じることがあっても、市はいかなる責任も負わない。

6 原苗の作出のための組織培養等により母本が失われたことによって、母本が再度必要となるときは、申出者は、第1項から前項までの規定の例により、再度、母本を市に無償で提供しなければならない。

7 第1項から前項までの規定にかかわらず、市長は、市が必要な母本を所有している場合において、特に必要があると認めるときは、当該母本を原苗の作出に用いることができる。

(変更の届出)

第8条 申出者は、第5条の規定により提出した申出書の内容に変更が生じたときは、直ちに変更内容を市長に届け出なければならない。

(状況報告)

第9条 市長は、第6条第1項の決定に係る原苗の作出作業を行ったときは、原苗作出状

況報告書（第3号様式。以下「状況報告書」という。）により、申出者に報告する。

（受領申込み）

第10条 申出者は、前条の状況報告書において原苗の受領申込期限を指定されたときは、当該期限までに、作物ごとに、原苗受領申込書（第4号様式。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申出者は、前項の規定により提出した申込書の内容に変更が生じたときは、直ちに変更内容を市長に届け出なければならない。

（原苗の引渡し）

第11条 前条の規定による申込みに係る原苗の引渡しは、センター内の市長が指定する場所において行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申出者がセンター使用要綱に定めるところによりセンターの使用許可を受けていないときは、原苗の引渡しを行わない。

3 原苗の譲渡価格は、無償とする。ただし、浜松市財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例（昭和39年浜松市条例第27号）第6条第1号の規定に該当しない場合の譲渡価格は、市長が別に定める。

4 原苗の譲渡に関し、当該原苗の瑕疵その他の事由によって、申出者又は第三者に損害が生じることがあっても、市はいかなる責任も負わない。

（実績報告）

第12条 申出者は、第6条第1項の決定に係る原苗に由来する苗の供給をすべて完了した日から1箇月以内に、実績報告書（第5号様式。以下「報告書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、供給の完了が原苗の引き渡し日の翌年度以降となるときは、供給が完了する年度まで、年度ごとに、当該年度の翌年度の4月30日までに、報告書を市長に提出しなければならない。

（原苗等の管理）

第13条 申出者は、原苗等の管理に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 原苗等を申出書に記載した目的以外の目的に使用しないこと。

(2) 原苗等の健全な育成に努めること。

(3) 原苗を第三者へ転貸、提供しないこと。

(4) 原苗をセンターから持ち出すときは、市長の承諾を得ること。

（譲渡の決定の取消し）

第14条 市長は、申出者が前条第1号の規定に違反したときその他この要綱の規定に違反したときは、申出者に通知して、第6条第1項の決定を取り消すことができる。原苗を作出できる見込みがなくなったとき及び申出者がセンター使用要綱に定めるところによりセンターの使用許可を受けることができなかつたときも、同様とする。

2 前項の規定による決定の取消しによって、申出者又は第三者に損害が生じることがあ

っても、市はいかなる責任も負わない。

(返還請求)

第15条 市長は、前条第1項前段の規定により決定の取消しをした場合において、申出者に原苗の引渡しを行っていたときは、原苗返還請求書(第6号様式。以下「請求書」という。)により、申出者に当該原苗の返還を請求することができる。

2 申出者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求書により指定された期限までに、当該請求に係る原苗を返還しなければならない。この場合において、申出者は、当該原苗を返還することができないときは、市長が定める額を市に賠償しなければならない。

3 原苗の返還によって、申出者又は第三者に損害が生じることがあっても、市はいかなる責任も負わない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第11条から第13条まで及び第15条並びに第5号様式及び第6号様式の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(あて先) 浜松市長

所在地
名称及び代表者氏名

原苗譲渡申出書

原苗の譲渡を受けたいので、浜松市農業バイオセンター原苗譲渡に係る取扱要綱第5条の規定により、次のとおり申し出ます。

記

1 目的

2 内容

作物名	品種名又は 系統名	譲渡数	譲渡時期	苗の供給先 (予定)	苗の供給数 (予定)
		株	月頃		株
		株	月頃		株
		株	月頃		株
		株	月頃		株
		株	月頃		株
		株	月頃		株
		株	月頃		株
		株	月頃		株

譲渡数は、申出日現在の概数です。

明確な数量は、第4号様式「原苗受領申込書」で指定します。

内容に変更が生じたときは、直ちに変更内容を届け出ます。

3 その他

(あて先)

浜松市長

原苗譲渡決定通知書

浜松市農業バイオセンター原苗譲渡に係る取扱要綱第6条の規定により原苗の譲渡を決定したので、次のとおり通知します。

記

1 内容

別紙のとおり

2 注意事項

- (1) 原苗が作出できたとき、かつ、浜松市農業バイオセンターの使用に関する要綱に定めるところにより浜松市農業バイオセンターの使用許可を受けたときに限り譲渡します。
- (2) 譲渡株数及び譲渡時期は、見込みとします。
- (3) 生育状況等やむを得ない事情により、変更が生じる場合があります。
- (4) 母本の有無「有」の作物は、浜松市所有の母本等から原苗を作出します。
- (5) 原苗が作出できず、若しくは作出した原苗が滅失し、若しくは毀損し、原苗を譲渡できなかったこと又は原苗の譲渡時期の遅延によって損害が生じることがあっても、浜松市はいかなる責任も負いません。
- (6) 譲渡する原苗の瑕疵その他の事由によって損害が生じることがあっても、浜松市はいかなる責任も負いません。
- (7) 原苗又は原苗を増殖培養して得た苗を原苗譲渡申出書に記載した目的以外の目的に使用したときその他浜松市農業バイオセンター原苗譲渡に係る取扱要綱の規定に違反したときは、譲渡の決定を取り消し、浜松市長が原苗の返還又は損害賠償を請求できるものとします。この場合において、譲渡の決定の取消し又は原苗の返還によって損害が生じることがあっても、浜松市はいかなる責任も負いません。

3 その他

第2号様式（別紙）

作物名	品種名又は 系統名	譲渡 見込数	譲渡 見込時期	価格（ 1 ） （円 / 株）	母本（ 2 ）			
					有無	形状	株数	持込期限
		株	月頃	無償・ 有償（ 円）	有 ・ 無		株	平成 年 月 日
		株	月頃	無償・ 有償（ 円）	有 ・ 無		株	平成 年 月 日
		株	月頃	無償・ 有償（ 円）	有 ・ 無		株	平成 年 月 日
		株	月頃	無償・ 有償（ 円）	有 ・ 無		株	平成 年 月 日
		株	月頃	無償・ 有償（ 円）	有 ・ 無		株	平成 年 月 日
		株	月頃	無償・ 有償（ 円）	有 ・ 無		株	平成 年 月 日

1 価格は原則無償ですが、有償の場合は原苗の作出に要した実費を勘案のうえ決定するため、変更が生じる場合があります。

2 「無」の作物は、母本を浜松市に無償で持込期限までにご提供ください。

「有」の作物は、浜松市所有の母本等から原苗を作出します。母本の提供は必要ありません。

母本の形状等は、協議により変更することができるものとします。

母本の引渡しは、センター内において行うものとします。

浜松市に提供された母本は、原則返却しません。

浜松市に提供された母本が、組織培養等により失われても、浜松市は、これに関するいかなる責任も負いません。また、この場合は、必要に応じ、母本を再度無償でご提供ください。

(あて先)

浜松市長

原苗作出状況報告書

浜松市農業バイオセンター原苗譲渡に係る取扱要綱第9条の規定により、次のとおり原苗の作出状況を報告します。

記

1 内容

作物名	品種名又は 系統名	譲渡見込	受領申込期限	備考
		有 ・ 無	平成 年 月 日	
		有 ・ 無	平成 年 月 日	
		有 ・ 無	平成 年 月 日	
		有 ・ 無	平成 年 月 日	
		有 ・ 無	平成 年 月 日	
		有 ・ 無	平成 年 月 日	
		有 ・ 無	平成 年 月 日	
		有 ・ 無	平成 年 月 日	

2 その他

（あて先）浜松市長

所在地

名称及び代表者氏名

原苗受領申込書

浜松市農業バイオセンター原苗譲渡に係る取扱要綱第10条の規定により、次のとおり原苗の受領を申し込みます。

なお、同要綱の規定を遵守するとともに、譲渡を受けた原苗の瑕疵その他の事由によって生じるいかなる損害についても、すべて自己の費用と責任において処理します。

記

1 内容

作物名	品種名又は系統名	譲渡数	受領希望日	備考
		株	平成 年 月 日	
		株	平成 年 月 日	
		株	平成 年 月 日	
		株	平成 年 月 日	
		株	平成 年 月 日	
		株	平成 年 月 日	
		株	平成 年 月 日	

受領は、作物ごとに申し込みいたします。

内容に変更が生じたときは、直ちに変更内容を届け出ます。

2 その他

（あて先）浜松市長

所在地
名 称
代表者

実績報告書

浜松市農業バイオセンター原苗譲渡に係る取扱要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 内容 平成 年度 譲渡分

作物名	品種名又は 系統名	原苗受領日	増殖培養実績		原苗に由来す る苗の供給数	原苗に由来す る苗の供給先	備考
			受領数	培養数			
		平成 年 月 日	株	株	株		
		平成 年 月 日	株	株	株		
		平成 年 月 日	株	株	株		
		平成 年 月 日	株	株	株		
		平成 年 月 日	株	株	株		
		平成 年 月 日	株	株	株		

報告内容は、報告日現在の内容です。

供給の完了が原苗の受領日の翌年度以降となる場合は、供給が完了する年度まで、年度ごとに、報告いたします。

2 その他

第6号様式(第15条関係)

年 月 日

(あて先)

浜松市長

原苗返還請求書

浜松市農業バイオセンター原苗譲渡に係る取扱要綱第15条の規定により、次のとおり原苗の返還を請求します。

記

- 1 返還請求の理由
- 2 返還対象
- 3 返還期限